



社会福祉法人
飯田市社会福祉協議会

マメ太郎&マメ子

令和6年度一般職員採用試験実施要綱 【令和7年4月採用】

令和6年11月5日

受験申込受付期間	令和6年11月5日（火）～令和6年12月20日（金）
第1次試験	令和7年1月11日（土）

【飯田市社会福祉協議会 基本理念】

わたくしたちは、地域と命の尊さを守るため
「新たな福祉の創造による改革」を行い地域社会に貢献します。



飯田市社会福祉協議会では、令和7年4月1日採用の一般職員採用試験を下記のとおり実施します。

記

1 飯田市社会福祉協議会のあらまし

「社会福祉協議会（社協）」は、社会福祉法に「地域福祉を推進する中核的な団体」として位置づけられ、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を推進することが使命とされている公益性の高い社会福祉法人です。

飯田市社会福祉協議会は、従来からの役割である地域福祉を推進するための住民や関係団体・行政間の連絡調整だけでなく、住民の個別ニーズにも積極的にアプローチするため、介護保険事業等の各種福祉サービスの展開など、広く飯田市の福祉推進を図っています。

社協が持つ「公益性」、「地域性」及び「総合性」を活かし、「全ての市民の皆さんが会員でありサービスの対象者である」という基本的な考え方で、新しい時代にふさわしい社協を目指しています。

2 試験の区分及び採用予定人数

職種	人数	当初配属予定部署
総務・地域福祉課職員（福祉総合職）	2名	総務課及び地域福祉課での法人運営にかかわる事務及び、住民や関係団体・行政間の連絡調整、地域住民の福祉活動の支援や、生活相談対応などの地域福祉事業を実施します。

3 給料等（令和6年4月1日現在の内容であり、今後変更となる場合があります）

(1) 初任給の目安（基本給+資格手当等）

区分	初年度
福祉総合職	172,000円～200,000円

(2) 基本給

区分	説明
年齢給	年齢に応じて支給（1年ごと昇給）
スタートアップ給	学歴等により一定期間支給
経験給	社協採用時からの経験年数に応じて支給（1年ごと昇給）採用6ヶ月経過後に付加
職能給	職責（主任、係長・所長、課長）に応じて付加

(3) 諸手当

区分	説明
業務手当	資格手当（該当条件あり） 資格取得一時金（規程に定められた福祉関連の資格取得時）
その他手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当 等（該当条件あり）

(4) 県外から移住される方への支援

区分	説明
入職祝い金	県外及び飯伊圏域外から転居される方への祝い金支給（200,000円～50,000円）

(5) 遠山地域での勤務が可能な方、希望される方の採用特例

区分	説明
家賃補助	居住される場合は公営住宅等を紹介します。 ※家賃補助があります(10,000円)。
通勤手当増額	市街地等から通勤される場合も、通勤手当を増額してあります

(6) 賞与

区分	説明
賞与	年額基本給の 4.34 月分 (6 月に 2.15 月分、12 月に 2.19 月分) ※経営状況に応じた令和 5 年度実績であり、確約されたものではありません。
特別賞与	前年度の法人経営実績により、上記賞与とは別に支給の場合あり

(7) 休暇

区分	説明
休日	勤務表による月 9~10 日の休日 年間休日 110 日
年次有給休暇	初年度 15 日 (採用半年まで 5 日の特別付与あり)
特別有給休暇	夏季休暇 (4 日)、冬季休暇 (2 日)、誕生日休暇、結婚休暇、配偶者の出産、忌引休暇 等

(8) その他

- ・ 介護職員については、特養配属の場合、夜間勤務があります。
- ・ 勤務場所及び職種については、異動によって将来変更となる場合があります。
- ・ 定年は満 60 歳を迎える年度の末日ですが、再雇用制度があります。
(1 年ごとの契約更新で、上限 75 歳)

4 応募資格

(1) 資格・免許 (令和 7 年春までに行われる国家試験等による取得見込含む)

職種	資格・免許
総務・地域福祉課 職員	・ 4 年制大学卒業の方または短大(専門学校)卒業の方、または行政、福祉職 (雇用形態問わず) 経験のある方 * 社会福祉士、社会福祉主事資格、日商簿記 2 級以上 あれば尚可 ・ 普通自動車運転免許 (AT 限定可)

(2) 次のいずれかに該当する方は、この試験を受験できません。

ア 成年被後見人及び被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

5 試験

(1) 第 1 次(書類選考)

書類選考を実施いたします。

※ 書類選考の結果については、試験 1 週間前に受験者全員に直接通知いたします。

(2) 第2次(筆記・作文試験)

試験の方法	内容	日時	場所
筆記試験 (2時間程度)	適性検査 一般教養試験	令和7年1月11日(土) 9:30~12:30	さんとぴあ飯田 (飯田市東栄町)
作文試験 (1時間程度)	作文 (課題は当日発表)		

※ 第2次の試験合格については、試験後10日以内に受験者全員に直接通知いたします。

(2) 第3次(口述試験)

試験の方法	内容	日時	場所
口述試験 (20分程度)	個別面接	令和7年1月25日(土) (第1次試験合格者に通知)	さんとぴあ飯田 (飯田市東栄町)

※ 第2次の試験合格者を対象に行います。県外の応募者の場合、WEBでの面接も可能です。

※ 第3次の試験合格については、試験後10日以内に受験者全員に直接通知いたします。

(3) 感染症への対応

- ・ 発熱等、体調が悪い場合は事前にご連絡ください。当日の受験を控えていただく場合は、別の試験日程を考慮します。

6 受験手続

(1) 試験申込書の入手方法

区分	説明
来所による入手	飯田市社会福祉協議会総務課(さんとぴあ飯田内)で受け取り
ホームページから入手	飯田市社会福祉協議会のホームページからダウンロード (http://iidashakyo.or.jp/) ※カラー印刷でなくても可
郵送による入手	「申込者の宛先(郵便番号・住所・氏名等)」を明記し、140円切手を貼った角型2号(サイズ:240mm×332mm相当)の封筒を、飯田市社会福祉協議会総務課(〒395-0024 長野県飯田市東栄町3108-1)まで送付

(2) 申込方法

区分	説明
持参による申込	試験申込書に受験者本人が必要事項を記入し、「 <u>受験者の宛先(郵便番号・住所・氏名等)</u> 」を明記した定型封筒に110円切手を貼ったもの(受験票の送付に使用します)を添えて、角型2号封筒(サイズ:240mm×332mm相当)に入れ、飯田市社会福祉協議会総務課(さんとぴあ飯田内)に提出
郵送による申込	試験申込書に受験者本人が必要事項を記入し、上記と同様の封筒を同封し、飯田市社会福祉協議会総務課(〒395-0024 長野県飯田市東栄町3108-1)まで送付

(3) 受付

- ・ 受付期間は令和6年11月5日(火)から令和6年12月20日(金)までです。
- ・ 本人又は代理の方が持参する場合は、午前8時30分から午後5時30分までが受付時間となります。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日及び国民の休日の受け付けはいたしません。
- ・ 郵送の場合は、令和6年12月20日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。
- ・ 受験申込みの受付終了後、書類審査の上、受験対象者に第1次試験受験票を郵送します。

- ・ 応募書類の返却はいたしませんので、あらかじめご承知おき下さい。

7 採用

(1) 採用前の手続き

- ・ 採用内定者には受験資格の調査を行い採用決定します。(資格等が取得見込みの場合は、取得した事実を確認し決定となります)
- ・ 採用内定者には、採用前研修及び健康診断を実施します。

(2) 採用

- ・ 採用日は令和7年4月1日(※別途相談の上、早期採用も可)
- ・ 採用は、飯田市社会福祉協議会就業規則第9条の規定に基づく「試用期間」であり、採用日から起算して6ヶ月の間に、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。
- ・ 試行期間において、その職務が良好な成績でないと判断された場合(欠勤等含む)は、正式採用とならない場合があります。

(3) 採用の取り消し

- ・ 採用決定を受けた方が、社協職員となるのにふさわしくない行為を採用日前に行った場合は採用されません。
- ・ 試験申込書の記載事項に事実と異なる内容を記載した場合は、採用を取り消すことがあります。
- ・ 「資格・免許」欄に掲げる資格又は免許を取得する見込みである方が、当該免許又は資格を取得できなかったときは、採用されません。

8 その他

- ・ 受験する方の個人情報は、職員採用の目的以外には使用しません。
- ・ 試験の選考内容については、一切お答えしません。
- ・ 試験について不明な事項は、飯田市社会福祉協議会総務課にお問い合わせ下さい。
(電話 0265-53-3040)